

○小牧市障害者自立支援協議会設置要綱

平成 18 年 10 月 1 日

18 小福第 1507—12 号

改正 平成 29 年 3 月 27 日 28 小地第 4362 号

令和 3 年 1 月 7 日 2 小障第 2312 号

(設置)

第 1 条 地域の障害福祉に関するシステムづくりについて、中核的な役割を果たす協議の場として、小牧市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 相談支援事業者の運営に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 地域社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 相談支援事業機能強化事業等の活用に関すること。
- (6) 障害を理由とする差別を解消するための取組に関すること。
- (7) その他協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害を有する者及びその家族で組織する団体に属する者
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 障害福祉サービスに従事する者
- (5) 一般社団法人小牧市医師会に属する医師
- (6) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2 年とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 協議会の円滑な運営を図るため、必要に応じ、困難事例や権利擁護等の分野別に協議する委員会を設けることができる。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、必要があると認めるときは、その都度関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(委託)

第8条 市長は、協議会の運営を常勤の相談支援専門員が配置されている指定相談支援事業者に委託することができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年28小地第4362号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年2小障第2312号)

この要綱は、令和3年1月7日から施行する。